

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成20年1月24日適当と決定した。

その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成20年2月12日から同年3月3日まで縦覧に供する。

平成20年2月5日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
豊稔池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (さく井改修事業) 豆塚地区	観音寺市経済部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 札場西地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 屋敷下地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 藤の木地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 寺上地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 木戸地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 十三塚地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (さく井改修事業) 早本地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (揚水施設改修事業) 井関池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (揚水施設改修事業) 袂池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 豊稔池地区	〃